

市 12月11日(土)・12日(日) 役所庁舎閉鎖

問 総務課(工事に関すること) TEL 06-6992-1432

守口市庁舎では、高圧受電設備改良工事を実施します。工事に伴い全館停電となるため、両日とも市庁舎に立ち入ることができなくなります。市庁舎内の他の機関も同様に入館できませんので、この間の業務についてはそれぞれの機関へ問い合わせください。

サービス休止・休館	機関名称など	問い合わせ先	工事当日(12月11日・12日)の連絡先・備考
	総合窓口1階(証明発行など)および2階(住民異動・マイナンバー関係など)	06-6992-1525 06-6992-1530	06-6992-1221(代表)
	子育て世代包括支援センター(あえる)およびもりランド	06-6995-7833	
	大日サービスコーナー	06-6900-8230	06-6992-1221(代表) ただし、死亡・死産届の受領および理火葬許可証の交付は可能
	コンビニでの証明書交付サービス	06-6992-1525	
	くらしサポートセンター	06-6998-4510	06-6992-1221(代表)
	中部エリアコミュニティセンター	06-6991-0318	
	守口第4地域包括支援センター	06-4250-7878	070-1301-9173

問い合わせ先	工事当日(12月11日・12日)の連絡先・備考
障がい福祉課 TEL 06-6992-1630 FAX 06-6991-2494	FAXの受信不可について 12月11日(土)・12日(日)の2日間、障がい福祉課のFAXが受信できません。そのため、当課へのFAXは13日(月)9:00以降に送信していただくか、代表番号(06-6992-1221)までお電話ください。 障がいなどにより電話ができない人は、電話リレーサービスをご利用ください。 電話リレーサービスについて 日本財団電話リレーサービス TEL 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913
大阪府守口保健所 TEL 06-6993-3131	新型コロナウイルス感染症について 下記のいずれかの症状がある人は、まずお近くのかかりつけ医に相談ください。夜間・休日やかかりつけ医がないなどは、「大阪府新型コロナ受診相談センター」へ相談ください。 (1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合 (2) 重症化しやすい人(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※) 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人 (3) 妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ※念のため、早めに相談ください (症状が4日以上続くときは必ず相談) 上記(1)～(3)以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合 大阪府新型コロナ受診相談センター TEL 06-7166-9911(8:00～21:00) TEL 050-3531-5598(21:00以降) その他の感染症・食中毒など、その他緊急の場合 大阪府保健所コールセンター TEL 06-6360-4577

通常どおり	機関名称など	問い合わせ先	工事当日(12月11日・12日)の連絡先・備考
	コミュニティバス「愛のみのり号」	都市・交通計画課 TEL 06-6992-1694	06-6992-1221(代表)

就学援助制度

問 学校教育課 TEL 06-6995-3155

市は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助しています。新入学を迎える就学前児童と現小学6年生を対象に、入学の準備時期の3月下旬に「新入学児童・生徒学用品費」として支給します。

認定基準 前年分の世帯全員の収入または所得の合計額が認定基準額以下です。世帯全員の令和2年中収入額・所得額がわかるように必ず市・府民税の申告を済ませておいてください。令和3年1月2日以降に転入した人は所得証明書などが必要です。

- 援助対象者**
- ▽令和4年4月より守口市立学校に就学予定の子どもがいる人
 - ▽現小学6年生で令和3年度就学援助認定者の人(申請不要)
 - ▽現小学6年生で令和3年度就学援助制度に申請していない人

注 令和4年3月1日以降に転入した人は対象外

申請手続き 12月1日(水)～24日(金)(土・日を除く)市役所6階学校教育課窓口まで。

未就学児童の保護者にはお知らせと申請書が届きます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でも受け付けます。

支給方法 申請書に記載された口座に3月下旬ごろ振り込みます。



認定基準額

守口市ものづくり企業等経営持続助成金

問 守口市ものづくり企業等経営持続助成金コールセンター TEL 06-6997-6430(月～金曜日9:00～17:30)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、3密になりやすい作業スペース・倉庫などで事業従事している市内製造業者および卸売業者に対して、事業所などの新しい生活様式への対応や、営業に係るPCR検査および抗原検査の実施などの感染予防および感染拡大防止対策を支援し、持続可能な経営を推進することを目的とする助成金を交付します。

受付期間 12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

対象要件 以下の要件を全て満たすこと。

- ▽申請日時点において守口市内に事業所を有している事業者(法人・個人)であること。
- ▽対象業種「製造業・卸売業」のいずれかを営んでいること。
- ▽事業者による業者別ガイドラインの遵守徹底に資する事業を実施し、または実施予定であること。

〈例〉体調管理等→非接触体温計
作業スペース、倉庫等の換気→CO₂モニター
定期的な消毒→アルコール消毒液

交付額

業種	従業員数	交付額
製造業	20人以下	10万円
	20人超	20万円
卸売業	5人以下	10万円
	5人超	20万円

(※従業員数は1事業所当たりの人数)
(注)事業所ごとに交付)

申請方法 郵送による申請

申請書類一式は、市ホームページ、各コミュニティセンターで入手可能です。

提出先 〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5
守口市役所 市民生活部地域振興課

封筒に「ものづくり企業等経営持続助成金申請書 在中」と記載してください。

提出書類

- ▽守口市ものづくり企業等経営持続助成金申請書
- ▽申請日において営業活動を行っていることがわかる書類
- ▽主たる事業として製造業、卸売業を営むことを証する書類(注①)
- ▽建物の登記事項証明書または建物の賃貸借契約書の写し(注①)
- ▽従業員数が確認できる書類(注①・②)
- ▽本人確認書類
- ▽口座情報が確認できる書類

注①申請日において営業活動を行っていることがわかる書類で確認できる場合は不要

②交付額が20万円の事業所に限る



詳しくはこちら

守口市事業活動継続支援金～第2弾～

問 守口市事業活動継続支援金コールセンター TEL 06-6997-6430(月～金曜日9:00～17:30)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う売上の減少などで経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業などに対し、家賃などの固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えすることを目的に支援金を給付します。

受付期間 12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

対象要件 以下の要件を全て満たすこと。

- ▽令和3年3月31日・申請日において守口市内に事業所を有している事業者(法人・個人)であること。
- ▽令和3年の任意の月の売上額が前年または前々年同期比で30%以上減少していること。
- ▽大阪府の大規模施設等協力金、営業時間短縮協力金を受給していないこと。
- ▽国の一時支援金、月次支援金を受給していないこと。

給付額 法人 20万円 個人 10万円

申請方法 窓口で受け付け(市役所6階 研修室602)コールセンターへ電話し、予約してください。

申請書類一式は、市ホームページ、各コミュニティセンター、受付窓口で入手可能です。

提出書類

- ▽守口市事業活動継続支援金申請書
- ▽令和3年3月31日以前から申請日まで営業を行っていることがわかる書類
- ▽売上の減少が確認できる書類
- ▽本人確認書類
- ▽口座情報が確認できる書類



詳しくはこちら